

## 令和3年度 第1回茅ヶ崎市環境審議会(WEB会議)会議録

議題	<p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会長、副会長の選任について</li> <li>2 茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和3年度版）について（諮問）</li> <li>3 茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画年次報告書（令和3年度版）について（諮問）</li> <li>4 今後の進め方について</li> <li>5 その他</li> </ol>
日時	令和3年8月2日（月）午後2時から3時20分まで
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室1
出席者名	<p>（環境審議会委員）</p> <p>岡本委員、須藤委員、高木委員</p> <p>（WEB会議により出席）我妻委員、安齋委員、小池委員、高祖委員、小島委員、小林委員、坂本委員、塩原委員、園原委員、田中委員、内藤委員、山田委員、湯浅委員</p> <p>（欠席委員）</p> <p>春日委員、永島委員</p> <p>（事務局）</p> <p>【環境部】重田環境部長【環境政策課】森井課長、小野寺課長補佐、木村主査、安田主任【産業振興課】原田主査、竹松副主査</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冊子 「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和3年度版）」</li> <li>・資料1 分科会の運営について</li> <li>・資料2 令和3年度茅ヶ崎市環境審議会スケジュール案</li> <li>・資料3 事前評価シート（記入例）</li> <li>・資料4 パブリックコメント資料「（仮称）工場立地法第4条の2第1項の規定による茅ヶ崎市準則条例の考え方（素案）」</li> <li>・資料5 茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和3年度版）について（諮問）</li> <li>・資料6 茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画に基づく施策の実施状況に対する評価について（諮問）</li> <li>・資料7 茅ヶ崎市環境基本計画 令和3年度の主な取り組み一覧表</li> </ul>
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	なし

○森井課長

皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより令和3年度第1回茅ヶ崎市環境審議会を開催いたします。皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回は委嘱後初の会議となります。皆様方におかれましては、第13期の茅ヶ崎市環境審議会委員といたしまして、これより2年間、茅ヶ崎市の望ましい環境像の実現のために御審議いただくことになるかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、本日の会議の傍聴についてお知らせいたします。会議の傍聴者、本日はございません。

(委員について、出欠確認を行った)

○森井課長

なお、春日委員と永島委員につきましては、本日欠席の連絡が事前に入っております。よろしくお願いいたします。

次に、事務局職員の紹介をさせていただきます。

環境政策課課長補佐の小野寺でございます。主査の木村、主任の安田でございます。最後に課長の森井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、これより議題に入ります。議題1、こちらは会長、副会長の選任でございます。

環境審議会の規則第5条により、審議会の議長は会長がなるものと定められておりますが、今回は改選後初めての会議となりますので、まだ正副会長が決定しておりません。決定するまでの間、私のほうで仮の議長を務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますけれども、環境審議会規則第4条の定めにより、会長及び副会長は委員の互選により定めるものとされております。まず会長につきまして、どなたかお考えのある方、挙手をして発言をお願いできればと思います。

○小林委員

これまで御経験のある横浜国立大学の小池先生はいかがでしょう。

○森井仮議長

小池先生という御発言がございますけれども、皆様いかがでしょう。

小池先生が会長ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、会長を小池先生ということでよろしくお願いいたします。

次に、副会長でございますけれども、皆様のほうで何か御意見等々はございますでしょうか。

特に御意見がないようでしたら、小池会長、いかがでしょうか。

○小池会長

これまでよく知っておられる山田先生をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○森井仮議長

山田委員という御意見が出ましたけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

よろしいでしょうか。それでは、御異議がないようでございますので、副会長を山田委員にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田副会長

承知しました。お願いします。

○森井仮議長

それでは、会長、副会長が決まりましたので、議長を交代させていただきます。早速でございますけれども、小池会長、一言御挨拶をお願いできればと思います。

○小池会長

よろしくお願いいたします。環境基本計画、これまでのものは去年までで終わったということで、今年では従来の計画の最後の評価ということになります。今年からは新しい計画が動いているという状況になっていますので、いろいろ新しいやり方とかアプローチなども考えていかなければいけないような状況ということになります。環境問題に関しても、市民の方の生活に直接関わる場所ですので、かなり大事な事なのではないかなと思っております。また、茅ヶ崎市のブランドづくりとしてもすごく大事な事であろうということですので、ぜひ御協力をよろしくお願いいたします。

○森井課長

小池会長、ありがとうございます。

それでは、これ以降の会議の進行につきましては、審議会の規則第5条第1項に基づきまして、小池会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小池会長

それでは、議題2になりますが、茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和3年度版）について、それから、次の議題3も諮問の話で、茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画年次報告書（令和3年度版）についてということなので、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○森井課長

それでは、今回の議題2、議題3が諮問案件となっておりますので、こちらについてまとめて私のほうから御説明をさせていただきます。

まず、議題2といたしまして、「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和3年度版）」に関する環境審議会からの意見をいただくため諮問をさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、事前配付しております水色の表紙の冊子「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和3年度版）」に基づきまして、環境基本計画の令和2年度の実行状況の評価を行っていただきたいと思っております。

本件につきましては、茅ヶ崎市環境基本条例第22条に基づきまして、進捗状況報告書の発行後、7月5日から7月19日までの期間に市民の皆様からいただきました御意見を付して、書面にて諮問させていただきます。資料は資料5となります。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題3でございますけれども、こちらは茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画年次報告書に関しまして環境審議会からの御意見をいただくため、こちらでも諮問させていただきます。資料は資料6となります。なお、茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画年次報告

書は、令和3年12月頃の発行を予定しておりまして、具体的な審議につきましては年次報告書発行後をお願いする予定でございます。

それでは、諮問書につきまして、本日付の原本が事務局の手元でございます。こちらを読み上げさせていただきます。

(資料5、資料6の諮問書を読み上げる)

以上、諮問書でございます。よろしくお願いたします。

○小池会長

ということで、これから諮問を受けて、環境審議会として答えを出していくということになります。

資料5のほうでは、市民意見も付いているということになります。実際の内容に対する議論というのは、これから分科会で議論して、それから全体でも議論するというような流れになっていると思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、今後の進め方についてということで、これは議題4になるのですが、事務局のほうからよろしくお願いたします。

○小野寺課長補佐

それでは、事務局より御説明いたします。諮問事項に関する具体的な審議について御説明に入る前に、まず、審議会の会議録についてお諮りをしたいと思います。

本市では、審議会の会議の経過を明らかにするために会議録を作成しておりまして、会議の資料とともに公表することとしております。会議録の形式については、「附属機関の決定により選択するもの」としてしておりまして、これまでの環境審議会の会議につきましては、発言の全内容を記載し、発言者の名前を「〇〇会長」、「〇〇委員」、「〇〇課長」という形で記載するものとしております。また、分科会の会議録につきましては、要点のみを記載する摘録としております。特段御意見がなければ、これまで同様の会議録の形式にしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしくお願いたします。

○小池会長

それでは、今説明していただいたような形で会議録を作成するというのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思ます。

それでは、引き続いて、事務局から説明をお願いいたします。

○小野寺課長補佐

ありがとうございます。それでは、資料1を御覧いただけますでしょうか。事務局より分科会の設置について御提案いたします。

先ほど諮問させていただきました環境基本計画(2011年版)及び地球温暖化対策実行計画の評価に当たりましては、評価の効率性を考えまして、昨年度と同様に自然環境分科会と生活環境分科会、温暖化対策分科会の三つの分科会に分かれて評価作業を行っていただきたいと考えております。分科会の所掌範囲といたしましては、資料1の表面でお示ししていますように、環境基本計画の評価を3分科会で分担していただきまして、地球温暖化対策実行計画の評価につきましては、温暖化対策分科会が行うことをイメージしております。

分科会の委員構成につきましては、資料1の裏面に事務局案を記載させていただきました。委員の皆様の御専門性や御予定等を勘案いたしまして作成をさせていただいた次第でございます。小池委員が自然環境分科会に入っておりますが、小池委員は先ほど会長になられておりますので、答申の取りまとめをお願いする関係上、分科会のメンバーからは外れることを想定しております。

また、分科会の設置を御承認いただきましたら、8月中に各分科会を2回から3回開催することを想定しております。資料1の裏面の下側にスケジュール案をお示ししておりますので御確認いただければと思います。なお、自然環境分科会につきましては、例年、環境保全活動を実施しております市民団体へのヒアリングを行っております、それを想定して、1回多い3回の分科会を予定しております。

なお、分科会につきましては、環境審議会規則により、分科会長と副会長を決めていただくこととなっております。分科会が設置されましたら、それぞれ最初の分科会で決めていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

以上、分科会の設置について御提案をさせていただきました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小池会長

このような形で分科会を実施するということでよろしいでしょうか。

事務局に教えていただきたいのですが、できれば、自分の分科会だけではなくて、ほかの分科会のほうにも行って聞いていただくみたいなことも奨励したいと思うのですが、そのような場合の手続はどうすればよいでしょうか。

○小野寺課長補佐

予定では、分科会はすべてWEB会議で、資料1の裏面に書いてあるとおりのスケジュールで開催したいと思いますので、もし御自身が所属されていない分科会の御希望がある場合には、事務局のほうに御一報いただければ、折り返しのメールでミーティングのIDを送らせていただきたいと思います。

○小池会長

たしかミーティングIDは分科会のものも含めて、全部一度に送っていただいたかと思えます。

○小野寺課長補佐

すみません、全部送っているみたいですね。

○小池会長

では、そのまま行っていただいてもいいということですね。

ぜひほかの分科会の様子も見ていただけるといいかなと思います。

それから、評価シートとか資料などはそのときに配付する感じですか。

○小野寺課長補佐

それぞれの分科会に対する評価シートはそれぞれ皆様のほうにお送りはさせていただきます。

○小池会長

分かりました。では、傍聴で行けば、その場で、場合によったらチャットでもらうことができるみたいな、そんなイメージでよろしいですか。

○小野寺課長補佐

役所のパソコンの都合上、チャットでファイルが送れないので、ミーティング I D 同様、皆さんに全ての分科会の資料をこの後お送りさせていただきます。

○小池会長

ありがとうございます。では、よろしく願いいたします。

それでは、そのような形で分科会を進めたいと思います。

それでは、次は今後のスケジュールについてということで、引き続き事務局のほうからお願いいたします。

○小野寺課長補佐

それでは、引き続き事務局より御説明させていただきます。資料 2 を御覧いただけますでしょうか。令和 3 年度の環境審議会のスケジュール案について御説明をさせていただきます。

令和 3 年度の主な議題ですけれども、本日諮問をさせていただきました環境基本計画（2011年版）の評価と地球温暖化対策実行計画の評価、それから新しい環境基本計画の評価についての三つとなります。

資料 2 の上半分の表でお示ししていますように、環境基本計画（2011年版）の評価につきましましては、本日の諮問以降、分科会での評価作業を行っていただきまして、その後、分科会長に分科会ごとの評価を取りまとめていただきまして、最終的に会長に答申案を作成いただき、第 2 回の全体会で共通分野の評価、こちらはテーマ 5 の部分になるのですけれども、こちらの評価のすり合わせを含めた答申案の審議を行いまして、10月に答申をいただく予定としております。

環境基本計画の評価の具体的な流れですけれども、委員の皆様には事前に令和 2 年度の実行状況を記載いたしました進捗状況報告書をお配りしておりまして、事前配布資料 3 としてお送りした事前評価シートを皆様より御提出いただいているところでございます。皆様からの評価を取りまとめた資料を分科会に提出いたしますので、これを参考に、担当の重点施策につきましまして A から E までの評価をつけていただくこととなります。分科会での審議が終了いたしましたら、分科会長には、分科会での評価結果に、分科会での審議内容をコメントとして付したレポートを作成していただきます。各分科会長からのレポートを基に、さらに小池会長に答申の本文を作成していただきまして、10月に実施予定の第 2 回の全体会で共通分野のすり合わせと答申案の審議を行いまして、最終的な答申として御提出いただくこととしております。

また、地球温暖化対策実行計画の評価につきましましては、資料 2 の下側の表でお示ししておりますように、12月頃を予定しております年次報告書の発行以降に、温暖化対策分科会で評価作業を行っていただきまして、温暖化対策分科会長に答申案を作成していただく予定としております。

年度末の 3 月に第 3 回の全体会を開催し、そこで温暖化対策分科会でまとめていただいた地球温暖化対策実行計画の答申案の確認を行い、また、令和 4 年度から始まります新しい環境基本計画の進行管理について、同じ審議会で御審議いただく予定としております。

資料 2 のスケジュール案についての説明は以上となります。

○小池会長

ありがとうございます。それでは、このスケジュールですとか進行について、何か御質問、御意見などはありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、このように進めていきたいと思えます。

事務局に確認ですが、市民の人が傍聴したいときには、Z o o mの会議の傍聴のルールはどのようになっているのでしょうか。念のため教えていただければと思えます。

○小野寺課長補佐

傍聴を希望される方につきましては、Z o o mの I Dをお配りすることはできません。市役所の私たちが今いる会議室のスクリーンに、パソコンと同じ画面をスクリーンに映しているような状況ですので、御希望の方につきましては御来庁いただいて傍聴していただくという流れになっております。

○小池会長

ありがとうございます。

それから、環境審議会の中で、音声がかたくなつながらないなど、もし問題があれば、ぜひチャットとか、あるいは手で身振りでもいいですけれども、何かで意思表示していただければと思えます。もし御質問などがあつたらチャットでお願いいたします。それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、その他のほうに移りたいと思えます。その他報告として、一つ目、「茅ヶ崎市環境基本計画」の令和3年度の取り組みについてということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○小野寺課長補佐

それでは、今度は資料7になります。「令和3年度の主な取り組み一覧表」についてということで御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、今年の4月からスタートいたしました環境基本計画に掲載しています主な取り組みにつきまして、実際に令和3年度にどういった内容の取り組みを予定しているかというものにつきまして、それぞれ庁内の各担当課に照会を行いまして、それを取りまとめた冊子となっております。

こちらの冊子につきましては、7月に完成をさせていただいて、現在、市内の各公共施設に配架しているほか、ホームページにも掲載をしているところでございます。なお、1年後の令和4年4月以降に、こちらに記載している取り組み予定の内容に対しまして、実際に令和3年度にどのような取り組みを行ったかを報告書としてまとめ、市民意見を募集し、令和4年度の環境審議会において年次の評価をいただくという流れになろうかと思えます。

なお、新しい環境基本計画に対する評価の方法の詳細につきましては、別の機会に改めて審議会の皆様に御議論いただく予定でございます。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○小池会長

ありがとうございます。これまでは主な取り組みというリストはなかったと思うのですが、これを特に作ったという意気込みというか、目論見について説明していただければと思えます。

○小野寺課長補佐

従来の環境基本計画の場合ですと、次年度の施策展開ということで、年度末に次年度はこういうことをやりますよというのを、審議会の評価を含めて冊子にまとめて発行はしていたのですが、ここで新たな計画になりまして、計画の概要はできていたのですが、具体的な取り組みのどういったことをやるのかという記載は、予算議会前ということもありまして公にすることがちょっと難しい状況でございました。4月以降その取りまとめの作業を行って、ここで発行しているという状況になります。恐らく次年度以降は4月以降でまたまとめて、前年度の報告と、その年度の取り組みの予定が1冊になってこようかと思えます。

以上です。

○小池会長

ありがとうございます。それでは、これに関して何か御質問、御意見等がありましたらよろしくお願ひいたします。

○高祖委員

初めて資料7を読ませていただいて、先ほど会長が御説明されたように新しい資料だったので、どういう意図かなというのを私も疑問に思っておりましたがけれども、政策目標が1、2、3と分かれていて、その中にまた基本方針が1、2、3と分かれているので、これからの内容かなと受け止めました。

○小池会長

ありがとうございます。ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この件については終わりにしたいと思います。

次は報告事項2で、「(仮称)工場立地法第4条の2第1項の規定による茅ヶ崎市準則条例の考え方(素案)」についてということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○小野寺課長補佐

それでは、今会長からお話がありました案件ですけれども、担当課の産業振興課に来ていただいておりますので、これより説明を代わらせてもらいます。しばしお待ちください。

○竹松副主査

お時間を頂戴しましてありがとうございます。産業振興課の竹松と申します。よろしくお願ひいたします。

資料4「『(仮称)工場立地法第4条の2第1項の規定による茅ヶ崎市準則条例の考え方(素案)』について」をご覧ください。

1ページ目、2の制定の背景です。工場立地法につきましても、工場の敷地面積に対する緑地面積率及び環境施設面積率について定めたものになります。平成10年以降、地域の実情に応じて国が定める範囲内の基準値であれば強化、あるいは緩和した内容の地域準則を定めることができるようになりました。今までは神奈川県が制定した準則条例を準用してましたが、こちらが廃止され、令和4年3月31日をもって経過措置期間が満了となります。それも踏まえて、茅ヶ崎市で地域準則を定める条例を制定することになりました。

2ページ目の4の「現行」、「素案」と書かれた表を御覧ください。現行は神奈川県



準則条例の内容です。素案は、今回茅ヶ崎市の準則条例で制定する内容になります。特に第三種区域の工業専用地域・工業地域につきまして、環境施設及び緑地の基準値を設定しました。他の区域についても、設定はできますが、3の現状と課題のとおり、企業等立地等促進条例により企業誘致や設備投資の促進に取り組んでいるように、地域経済活性化の観点から事業者が操業しやすく、事業活動の継続のための環境整備が重要であること、また、工場の限られた敷地の中で自由なレイアウトの余地が少ないという課題もあることから、この第三種区域についてのみ、県の準則条例から緩和をした基準を設定することとしました。

県準則条例で環境施設面積率20%、うち緑地面積率15%としていたものを、こちらを市準則条例で環境施設面積率12.5%、うち緑地面積率7.5%に緩和をいたします。また、全区域にまたがる、表の下段の重複緑地算入率を現行25%だったものを、市準則条例では50%まで引き上げます。

環境施設というのは、1ページ項番1の「環境施設について」に例示しております。例として、噴水、池、屋外運動場、広場、教養文化施設、雨水浸透施設、太陽光発電の施設等がございます。それから、重複緑地については、樹木又は芝その他被植栽植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複する場合の緑地部分をいいます。例示として、屋上緑化、パイプ、配管下の日陰になる芝生、藤棚下の駐車場などがございます。ほかにも芝生の上に設置された太陽光発電パネルで日陰となる部分も重複緑地となります。

こちらの算入率は、工場の敷地面積に対して緑地面積率を掛けたものに、算入率50%をかけるという使い方になります。要約しますと、1万平方メートルの敷地面積の工場では、7.5%の緑地が必要になるので、750平方メートルの緑地を設定していただくにあたり、このうちの50%となる375平方メートルまで、日影に設置された芝生、太陽光発電パネルの下芝生の算入が可能になるということです。限られた敷地の中で、緑地や建物のレイアウトの自由度が高まり、環境面でもより多くの緑地の設置につながることから、基準を引き上げました。

基準緩和の影響については、工場の敷地境界周辺部には、工場立地法でも積極的に敷地周辺部に配置するよう決められております。そのため、工場周辺部の緑地が今回の緩和により激減することは生じづらいと考えております。また、「みどりの基本計画生物多様性ちがさき戦略」や「茅ヶ崎市環境基本計画」における緑地の確保目標量には含まれていないものですが、重複緑地参入率などを引き上げることもあり、基準緩和による影響は少ないものと考えております。

今後のスケジュールについては、パブリックコメントを6月25日から7月27日に実施し、現在意見集計中でございます。この後、9月にパブコメ結果を公表、12月に市議会定例会へ条例案を提案し議決をいただきましたら、令和4年1月1日に条例公布、施行を予定しております。

産業振興課からは以上の報告になります。ありがとうございます。

○小池会長

ありがとうございます。これはかなり複雑な話ですが、環境審議会の委員だということになると、市民の人からもちゃんと聞かれて、これはこういうことなのだとことを答えないといけないかなという感じがします。端的に言うと、工場の敷地に関して、これま

で緑地をつくなければいけないという部分が多かったのですが、それを減らしていく方向になるということですね。ただ、環境基本計画だとかみどりの基本計画などは、緑地の定義が違うので、例えば公園とかそういう感じの緑地の定義になっていて、工場内の木は緑地ではなかったのですね。ということで、緑地の定義の問題で関係ないので、計画には関係ないということになるのかなと、この説明を見るとそういう感じがします。

ちょっと教えていただきたいのは、第一種区域とか第二種区域、第三種区域、第四種区域というのがあるのですが、これは例えば都市計画の準工業地域、工業地域、工業専用地域とかの区分とどのような関係なのでしょう。

○原田主査

産業振興課の原田と申します。第三種区域については、用途地域の工業地域、工業専用地域になります。それ以外では、第二種区域が都市計画法上の準工業地域を指しており、第一種区域がそれ以外の都市計画法上の用途地域の指定のある区域になります。第四種区域は市街化調整区域を示しています。これは国で基準を示しており、それに則っております。

○小池会長

ありがとうございます。それでは、委員の方から何か御質問、御意見があればお願いします。

○塩原委員

塩原です。二、三点教えてください。今、第一種のほうは説明がなかったんですけども、第一種を下げるといのは何か理由があったんですか。それが1つ目です。

それから2つ目は、私は温暖化のほうの分科会に入っているのですが、今回の改正というか、考え方はどちらかという、何となく緑が減って、地球温暖化にはよくないのかなというイメージを市民に与えがちなのですね。計算上はそれほど大きくないのはよく分かっていますが、イメージが地球温暖化抑制という方向から逆行しているような準則変更、いくら重複緑地を入れても、7.5の半分を7.5に足しても15にはならないですね。

これは私の意見ですが、例えば太陽光発電設備の下の芝が重複緑地でどんどん足せると。それからもう一つ、コロナの後は、ヨーロッパがやっているようなグリーンリカバリーみたいな形で、企業がこれから頑張ろうというときには、可能な限り再生可能エネルギーとか経済活動のための投資に入れてもらうことで景気も上がり、かつCO<sub>2</sub>も減るとい、そのようなアピールもうまくやってくれば緩和しても大丈夫ですよというような表現がほとんど見られませんでした。私のイメージとしては、地球温暖化の国の方針あるいは県、市の方針と逆行しているような形に見えるので、そういうところが大きな問題がないということと、再生可能エネルギーのメリットが出ますよ。もうちょっと企業の人にも、グリーンリカバリーへの積極的な参画をお願いしたいといった言い方を入れてもらうと何となく理解できます。それが私のコメントです。

知りたかったのは、三種を下げたのは説明がありましたけれども、一種をなぜ下げたのですかという説明がなかったの、住居用だったら別に下げなくてもいいんじゃないというふうに内心想ったもので質問しました。

○竹松副主査

第一種区域について、現行の県準則条例で、環境施設面積率30%、うち緑地面積率25%としておりますが、神奈川県が県内の全ての市町村に向けて、環境施設、緑地について、国の基準から強化した基準値を示しました。茅ヶ崎市内に関しましては、第一種区域の中に入ってくる工場がありません。2ページの3をご覧ください。本市にある特定工場が、第二種区域に1工場、第三種区域に14工場あり、第一種区域には、現在特定工場がありません。今後、第一種区域の中に大きな特定工場ができるということは考えにくい現状から、今回提案させていただいている素案では、工業に資する工業専用地域、工業地域に限り緩和し、第一種区域については国準則に戻すこととしました。

○塩原委員

第一種区域に特定工場がないのは、書いてあるので分かっていたのですけれども、こういう準則をつくと、新規参入者に対しても効く条例ですので、今ゼロだから関係ないというのはちょっといかなものかと思えます。ただ、国に戻すというのであれば分かりません。何せ経済回復しないといけないのはよく分かるので、基本的には反対ではないです。ただ、説明の仕方を間違えると市民に誤解を与えますよという意味なので、別にいけないとは言っていないのですけれども、そういうことなのです。今第一種がないから関係ないですというのはちょっと問題かなという気がしました。

○小池会長

神奈川県は割と都市化したり、工場があつたりするのでちょっと制限を強くしているけれども、茅ヶ崎市についてはあまりこういうことがないので緩くしてもよいという理解でよろしいですか。神奈川県よりも緩くしたというのは。

○竹松副主査

そのとおりです。

○小池会長

ほかに御質問、御意見などはありますでしょうか。

○湯浅委員

湯浅と申します。私のほうからも幾つか質問させていただきたいのですが、一つは、今回の素案では、市準則として、環境施設に関して12.5%、うち緑地7.5%ですので、これが県準則からもちろん減っているのですけれども、12.5と7.5という数値に設定した理由をお聞かせいただければと思います。

もう一つは、実際にこれで環境施設の量が少なくて済むということであれば、上の3の課題云々の御説明から見ると、各事業者の方がいろんな生産施設を建設するというようなことが想定されているわけですが、その際に、結局やはり気になるのはどんな生産施設ができるのかということですね。我々は環境審議会ですから、ここで生産施設をつくっていいですよと言って、それが活動を始めたら市内の環境基準値が悪化しましたと言われたら立つ瀬がなくなってしまいますので、こういう活動をして経済が活性化するのは結構なのですが、それによって環境の悪化が起これないということに関してどういう見通しを持たれているのかということについて、考えていることがあれば御説明いただければと思います。

○小池会長

事務局のほうからお願いします。

○竹松副主査

御質問いただいた中で、まず環境施設面積率12.5%、緑地面積率7.5%にした理由についてですが、県内の市町村での制定状況は、現在、神奈川県内は33市町村中、制定済みが14市町村あります。また、未制定で今年度中に制定予定が12市町村あります。今回お配りしている資料の1ページに設定可能な基準値が示されておりますが、第三種区域の設定値の最下限値を設定している市町村が大多数を占めます。近隣の市町村でもばらつきはありますが、比較的最下限値を採用している市町村が多く見受けられます。本市も当初は最下限値での検討をしましたが、関係各課と調整を重ねた結果、環境施設面積率12.5%、うち緑地面積率7.5%で設定しました。

12.5%の理由はなかなか説明が難しいのですが、最下限値からはプラス2.5%ずつ上乘せさせていただきました。環境施設面積の15%を工場敷地の境界周辺部に配置することが、工場立地法および規則で記されています。さらに、この緑地面積率については、大規模開発があれば、まちづくり条例が適用されます。要はまちづくり条例が今回の工場立地法で無効になるというわけではなく、特定開発行為に当たる行為にはまちづくり条例の基準値も守っていただくこととなります。結果、第三種区域を緩和しても、そこまで大きな影響にはならないだろうということから、この基準を設定しました。

○小池会長

最低限でいうと、環境施設10%、うち緑地5%を当初考えていたけれども、2.5%上乘せをしたということです。湯浅委員さん、どうでしょうか。よろしいですか。

○湯浅委員

2ページ5番の説明ですと、現状では、例えば環境施設20%とあって、15%というのはそのうちの要は4分の3ですね。施設の周辺に設置するというふうに決められていて、仮に今回のルールが12.5で15を切るというようなことになったら、その切った分も含めて、理解としては、要は全部施設周辺のところに設置してくださいということですよ。

○竹松副主査

そうです。

○湯浅委員

ですから、現状そうすると、15%分は工場周辺にあるのだけれども、それが12.5に減るといふことなのかなというふうにも理解したのですが、その理解でよろしいですか。

○小池会長

事務局のほうから説明をお願いします。

○竹松副主査

その御認識で間違いはないです。特に工場敷地の境界周辺部に設置した場合、まちづくり条例で2倍換算できる場所があり、その結果、まちづくり条例の15%を満たす場合があります。ただ、工場立地法上では12.5%という数値を表記しております。

○湯浅委員

そうすると、工場は幾つかあるので工場にもよると思いますが、実質的にもしかしたら減るといふか、境界周辺部に設置されている環境施設とか緑地を、もしかしたら減

らす工場も出てくるかもしれないということでしょうか。

○竹松副主査

基本的に、この12.5%を満たしている工場にとっては減らすという選択肢がゼロではないので、減る可能性はあります。ただ、工場立地法の規定の中でより周辺環境に配慮した緑を配置するように明記しておりますので、極力周辺環境に対する影響を少なくし、緑を保持するように努めてくださいと御説明しております。

○湯浅委員

分かりました。ではもう1点ですけれども、2番目の質問で、まだ事業者の方がどんなふうを考えていらっしゃるかは分かりませんが、これで要は新しい生産施設を建設する場合に、例えば先ほど塩原委員がおっしゃっていましたが、これは再生可能エネルギーの施設が増えるんだよというふうに言われればありかなと思うのですが、そちらで想定されているような生産施設の種類の種類というようなものはあるのでしょうか。

○竹松副主査

ヒアリングした中では、この市準則条例が制定されたからといって、すぐに生産施設を増やすとか、緑を減らして工場を建てるというような声はありません。どちらかというところ、緑の維持管理をしつつ、生産性向上のために、工場の中に最新の生産設備に入れ替えるとか、工場敷地内のレイアウトを考えたいという内容のものであり、工場の敷地周辺部に対し、緑を減らしてぎりぎりまで生産施設を建てたいという声は、今のところ聞いておりません。

○湯浅委員

私のほうは取りあえずオーケーです。

○小池会長

そしたら、須藤委員さん、先ほど手を挙げていただけませんでしたか。

○須藤委員

私も、今これを拝見してというか、要するに、やっぱり緩和の方向ですよ。言ってしまうと、大げさに言えば、経済か環境かみたいな話なのですよ。それはやっぱり緩和だな、それってまずいんじゃないというのが第一印象です。でも今いるほかの先生方のお話を聞いていると、それほど影響はないと。例えば再生可能エネルギーを生むための何かをやるとか、先ほど塩原委員が言ったのか、それを踏まえてというか、あるいは工場の進出の話があったときに、産業振興課さんのほうでそういうことを丁寧に説明していただいて、それだったらいいかなというふうなことを今思ったところです。

○小池会長

では、ほかに何か御質問、御意見などはありますでしょうか。ちなみに、太陽光パネルを置きたいというようなアンケートへの回答はなかったのですね。

○竹松副主査

太陽光パネルも工場に設置には、大規模な資金が必要になり、現状として、コロナの影響もあり、生産設備、環境面への配慮においても、すぐに太陽光発電を取り付けたいというところはありません。既に太陽光パネルを設置している事業者もございますし、駐車場に緑化ブロックを取り入れたいという会社もいますので、市でも緑の必要性を説明していきたいと思っております。

#### ○塩原委員

すみません、ちょっとほっとしたいのでお聞きしたいんですけども、現状15工場、14とプラス1。それはいわゆる限界ギリギリのところというのは多いのですか、あるいは、余裕はいっぱいあるのだけれども、条例だけ下限値を決めたら、それはどっちなのですか。皆さん、もうギリギリなのですか。そういう調査結果が知りたくて。余裕があれば、再生可能エネルギーを一部使うとかいろいろなことがやれるし、屋上の緑化とかいろいろなことをギリギリの人にはやるけれども、余裕があるところは自由に使えるのだけれども、その辺の調査はされているんですか。現状はどんなレベルなのですかね。ギリギリで今議論しているのであれば、かなり真剣に考えないといけないのだけれども、余裕があるんなら誰も動こうとしていないですよという意見なら、ああ、そうですかで済むのですけれども。

#### ○竹松副主査

昨年の12月に事前に工場立地法の事前アンケートを行っており、その後も特定工場へ行き、現状として、ギリギリの範囲の中で事業者に緑を設置していただいている状況です。緑に対して全く関心がないという事業者はなく、周辺環境に対して配慮をしていきたい事業者がほとんどです。ただ、屋上緑化や太陽光発電に関しては、既存工場といたしまして、工場立地法ができる前からずっと茅ヶ崎に存在している工場が多くあります。その中で屋上緑化も検討していただいている企業はあったのですが、屋上緑化に関しては、土と緑の重さから耐荷重に耐えられない、本当はやりたいけれどできないというお声をいただいています。

それと太陽光発電に関しても、やはり家屋の老朽化から工事をした際の影響というところでかなり慎重になられている工場が多いです。昨今、台風ですとかいろんな災害が多い中で雨漏りしてしまっている事業者さんもありまして、なかなか生産性を上げつつ緑も確保していきたい、本当はやりたいけれどやれないというところもあるので、現状としてはギリギリのラインで動いているというのが現状です。

#### ○塩原委員

環境政策課と一緒に補助金を出して、再生可能エネルギー応援補助みたいな形をやれば、メリットがあるということアピールしてもらえればいいのではないかなと思います。いろいろ予算上問題はあるかと思いますが、環境政策課と一緒に頑張ってよろしくをお願いします。

#### ○小池会長

2ページ3番の現状と課題を見ると、敷地の拡張は難しく、レイアウトの余地もないので、緑地を減らして工場を広げることだと思えます。

ほかにありますでしょうか。

これは温暖化についてはヒートアイランドですと、太陽光パネルを設置してもヒートアイランドの原因になりますし、茅ヶ崎市は緑地が少ない市であるということになっているということなので、これは市全体の計画ですね。茅ヶ崎市というのは全体でどんな市を目指すのか、産業構造や、どんな生活環境を目指すのかという、そのあたりの大きな問題かなという感じがするのですが、それについて市全体の計画ではどういうふうに出ているのかという、そのあたりのところはどうでしょうか。環境基本計画よりも上位の計画です

ね。

○森井課長

現在、令和3年、令和4年度と茅ヶ崎市総合計画の実施計画の策定が今先送りの状態、でございます。ですので、今後、コロナの状況が明けて、新たに令和4年度以降に実施計画を策定する段階で、今お話があった内容等々につきましても関係部局と協議いたしまして、必要に応じて実施計画等々に盛り込む方向検討してまいります。

○小池会長

ありがとうございます。特にこれについて、これから検討するというのでしょうか。では、ほかに何かありますでしょうか。

既にパブリックコメントが締め切られているんですね。例えば、環境審議会のメンバーが何か意見を出したいというときに、それを受け取るような仕組みというのは可能なんですか。

○小野寺課長補佐

すみません、事務局です。事前資料を配付したときに、ちょうどパブリックコメントの期間中だったものですから、御意見がある方につきましては別途パブリックコメントとしてお寄せくださいという形で委員の皆様には御案内をさせていただいたところですが。実際に先ほど会議の中でも御発言が塩原委員からもありましたけれども、パブリックコメントとして御意見を御提出いただいた方もいらっしゃるという状況でございます。

○小池会長

既に意見を聴取済みということですね。

ほかに何か御質問などはありますでしょうか。これは今回から環境審議会に出てきたものでした。これはもう既に作っているんですね。これについては、もし何かあれば、取りあえず個人として市のほうに意見を出していただくという感じになるんですかね。そういうようなことになるとは思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そういう形で進めたいと思います。

ほかに報告事項はありますでしょうか。

なければ、各委員さんのほうからも何か話題提供ですとか、あるいは気がついたことなどはありますか。

では、事務局のほうからお願いします。

○安田主任

事務局から1点お知らせがございます。今、環境政策課では、茅ヶ崎市立図書館で図書館で学ぶ「気候変動とSDGs」という特設展示を行っています。パネル展示ですとか図書の貸出しを行っていますので、もしお時間があればお立ち寄りいただければと思います。展示期間は8月31日までとなっています。よろしく申し上げます。

○小池会長

ほかに何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

○森井課長

ここで環境部長より一言御挨拶を申し上げたいと思います。よろしくお願いたします。

○重田環境部長

皆様こんにちは、環境部長の重田でございます。本日は御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より本市の環境行政に御尽力いただき、誠にありがとうございます。この場をお借りいたしまして改めて御礼申し上げます。いつもどうもありがとうございます。

さて、本市では、令和3年4月から10年間を計画期間といたしました新たな茅ヶ崎市環境基本計画を策定いたしました。計画では、本市の10年後の環境像の達成を目指し、5つの政策目標と10の基本方針、25の施策を示しております。今年度は、先ほど事務局から説明があったと思いますが、前計画の昨年度の評価、またさらには新たな計画の評価についても御議論をいただく予定となっております。委員の皆様におかれましては、御多用の中お時間を頂戴することとなりますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○小池会長

それでは、事務局のほうから。

○小野寺課長補佐

長時間にわたりお疲れ様でございます。今後の会議の開催日程につきまして御連絡をさせていただきます。

資料1の裏面に分科会の日程等、記載をさせていただいております。皆様、それぞれ所属となります分科会のスケジュールを御確認いただければと思います。

基本的にWEB会議ですが、市役所の会議室から御参加される方につきましては、当日会議室までお越しいただきますようお願いいたします。

なお、早速ではございますけれども、本日、この会議終了後、引き続き温暖化対策分科会を開催いたします。15時30分になりましたら再度出席確認をさせていただきたいと思っておりますので、温暖化対策分科会の方はビデオをオンにいただければと思います。そのほかの分科会の皆様は本日はこれで終了で、明日またそれぞれの分科会でよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○小池会長

これで第1回茅ヶ崎市環境審議会を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。